

相続定期貯金規定

1. (預入資格)

相続定期貯金(以下「この貯金」といいます。)は、以下に定める条件をすべて満たすお客さまに限りお預け入れできます。

- (1) 金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま
- (2) 資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただけるお客さま

2. (お預け入れ限度額)

1契約あたり100万円以上の預け入れ金額とし、預入資格のあるお客さま1人につきセレサ資産運用プラン定期貯金<退職金・相続資金コース>の定期貯金と投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込み総額と合計して、相続により取得した金額の範囲内までを限度とします。

3. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この貯金は期間1年のスーパー定期貯金<単利型>・期間3年のスーパー定期貯金<複利型>または期間1年・3年の大口定期貯金とします。なお、この貯金は相続手続により資金を取得されたお客さまの名義に限ります。

4. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

この貯金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。但し、350万円を超える金額に対しては源泉分離課税扱いとします。

大口定期貯金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができません。

5. (適用利率)

- (1) この貯金は預入日のスーパー定期貯金<単利型>・スーパー定期貯金<複利型>または大口定期貯金の適用利率を満期日まで適用します。

自動継続後の適用利率は原則としてスーパー定期貯金<単利型>・スーパー定期貯金<複利型>または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。

- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て)によって計算し、この貯金とともに支払います。

・スーパー定期貯金<単利型>の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%

・スーパー定期貯金<複利型>の場合

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×70%

・大口定期貯金の場合

次の[1]および[2]の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

[1] 次の預入期間に応じた利率

① 約定した預入期間が1年の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%

② 約定した預入期間が3年の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上3年未満	約定利率×70%

[2]

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

中途解約の場合、中途解約利息以上に既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

6. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)・自動継続スーパー定期貯金規定(複利型)または自動継続大口定期貯金規定により取扱います。

以上

(令和5年4月1日現在)